

令和2年11月10日

宇治市長 山本 正 様

宇治市特別職報酬等審議会
会 長 小長谷 敦子



答申に際しての意見具申

宇治市特別職報酬等審議会において、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額と併せて、諸手当も含めた年間の収入及び任期内の総収入の面から検討しました結果、全委員の一致をもって下記のとおり結論となりましたので、意見具申をいたします。

記

令和2年度以降に支給する期末手当について

市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当については、本年の人事院勧告等を踏まえ、年間3.35月分が妥当と考えるところです。

※ 本年の答申と本意見具申を踏まえた改定を行った場合、諸手当（期末手当及び退職手当）も含めた年間の総収入及び任期内の総収入は以下の通りとなります。（市長、副市長及び教育長については、市長10%、副市長8%、教育長7%の給料月額削減措置があるものとして算定しています。）

A 年間の総収入（報酬(又は給料)月額×12月+期末手当)

| 区分 | 改定後 | 現行 | 差額 |
|-----|------------|------------|---------|
| 議長 | 10,385,425 | 10,426,700 | △41,275 |
| 副議長 | 9,567,675 | 9,605,700 | △38,025 |
| 議員 | 8,749,925 | 8,784,700 | △34,775 |
| 市長 | 16,291,625 | 16,361,500 | △69,875 |
| 副市長 | 13,778,525 | 13,836,700 | △58,175 |
| 教育長 | 12,179,275 | 12,230,300 | △51,025 |

B 任期内の総収入（A×任期+退職手当(市長・副市長・教育長のみ)）

| 区分 | 任期 | 改定後 | 現行 | 差額 |
|-----|----|------------|------------|----------|
| 議長 | 4年 | 41,541,700 | 41,706,800 | △165,100 |
| 副議長 | | 38,270,700 | 38,422,800 | △152,100 |
| 議員 | | 34,999,700 | 35,138,800 | △139,100 |
| 市長 | | 81,936,500 | 82,216,000 | △279,500 |
| 副市長 | | 65,138,100 | 65,370,800 | △232,700 |
| 教育長 | 3年 | 41,836,575 | 41,989,650 | △153,075 |

C 任期1年あたりの総収入（B÷任期）

| 区分 | 改定後 | 現行 | 差額 |
|-----|------------|------------|---------|
| 議長 | 10,385,425 | 10,426,700 | △41,275 |
| 副議長 | 9,567,675 | 9,605,700 | △38,025 |
| 議員 | 8,749,925 | 8,784,700 | △34,775 |
| 市長 | 20,484,125 | 20,554,000 | △69,875 |
| 副市長 | 16,284,525 | 16,342,700 | △58,175 |
| 教育長 | 13,945,525 | 13,996,550 | △51,025 |

審議経過等について

本審議会におきまして、報酬等の月額のみならず、諸手当も含めた年収及び任期内総収入という観点において、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）に支給する諸手当につきましても、慎重に検討いたしました。その際、人事院勧告や京都府の人事委員会勧告を参考に、類似団体との比較などを行い、議論をいたしました。

審議にあたっては、人事院勧告等において示される方向性はひとつの基準としつつ、新型コロナウイルス感染症が市民生活に与える影響をはじめ、本市の財政状況や今後の見通し、宇治市第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略等の取り組みの状況等を踏まえた検討を行ったところです。

本市の財政状況としては、市税収入等の増加や財政健全化推進プランにおける一定の取り組み効果が見られるものの、令和元年度決算における経常収支比率は、前年度から0.6ポイント増の96.4%となり、財政構造の硬直化は継続しており、財政状況は依然として厳しいものとなっています。

議論の中では、将来に向けた必要な投資や抜本的な歳入確保に対する取り組みが十分に行われているのか、宇治市第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括を踏まえ、目標を達成するためにより一層具体的な施策を展開すべきではないか等の厳しい意見もありました。

一方で、現在の本市の取り組みとしては、抜本的な事業見直し、職員の適正な定員管理や給与等の適正化等に着実に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策において、行政施策を実施継続するための積極的な予算措置を図る等、市民ニーズに応じた行財政運営に努められているものと考えており、これまでどおり人事院勧告等を踏まえた改定を行うことが適当であると考えます。

人事院勧告では、国の指定職について、期末手当の支給割合を0.05月引き下げて、年間3.35月とする勧告がなされました。上記の議論の結果を踏まえるとともに、これまでの改定状況を考慮して、市議会議員及び特別職の期末手当につきましましては年間3.35月に改定し、実施時期につきましては令和2年度からの実施が適当であると判断します。

